

佐賀のお茶広報業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀のお茶広報業務

2 目的

全国的なリーフ茶の消費低迷により、厳しい状況となっている県内茶生産者等の経営改善を図るため、次の項目を達成することで、「うれしの茶」をはじめとする「佐賀県産茶(以下、「佐賀のお茶」という。)」の認知度を向上させることを目的とする。

- 消費者への「佐賀のお茶」の魅力の浸透(消費者のファン拡大)
- 飲食店、小売店等の茶販売店舗等における「佐賀のお茶」の需要拡大(事業者のファン拡大)

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1)共通

本事業の実施に当たっては次の点を重視すること。

- ア 佐賀のお茶の価値をブランディングするため、有効なデザイン、メッセージ又は演出を行うこと
- イ 受託業者はうれしの茶サポーターの店と積極的に連携し、イベントや広報の企画・運営を行い、業務目的の達成に努めること
- ウ 令和8年11月に佐賀県で開催予定の、「第80回全国お茶まつり佐賀大会の消費拡大イベント(以下、「全国お茶まつり」という。)」について、本業務全体を通じて効果的な情報発信及びPRを行い、佐賀のお茶の認知度向上及び需要拡大につなげること
- エ 別記1の「うれしの茶需要拡大の取組計画」に則し事業を実施すること

(2)うれしの茶サポーターの店登録制度の運営管理

佐賀県では、佐賀のお茶を取り扱う店舗の増加及び消費喚起を図るため、以下の条件を満たす希望事業者を「うれしの茶サポーターの店(以下、「サポーターの店」という。)」として登録する制度を設けている。

ア サポーターの店登録条件

- ・飲食店、ホテル、旅館、小売店等又は、HP等で佐賀のお茶を販売する事業者であること。
- ・本業務の趣旨に賛同し、事業の実施に協力すること。
- ・佐賀のお茶を使用したメニューや、商品を提供又は販売していること。又は、今後、提供・販売すること。
- ・佐賀のお茶の魅力を正しく伝えることができること。
- ・佐賀のお茶を使用したメニューに“うれしの茶使用”、“からつ茶使用”等を明記している又は、口頭で説明できること。

イ サポーターの店の情報管理

- ・サポーターの店に対し概ね6カ月に1度の頻度で発信内容に関する更新の有無を確認し、更新があった場合は速やかに県に報告すること。

ウ 連絡調整

- ・サポーターの店の登録又は取り消しに関すること
- ・ノベルティーの発送に関すること
- ・イベントやキャンペーンに関すること
- ・広報媒体の掲載内容に関すること
- ・その他本事業の実施に関すること

エ 認定証及びノベルティーグッズの製作及び配布

- ・新たにサポーターの店として認定された飲食店等に対して認定証を製作・交付すること。
- ・ノベルティーグッズは受託業者が製作し、その製作は県と協議のうえ、県が提供する既存デザインデータを活用して増産すること。
なお、受取希望確認、ノベルティーグッズの製作・増産及び配布に係る費用は、本業務委託料から負担し実施すること。

(既存ノベルティー)

- ・認定証(ポストカードサイズ)及び認定証掲示用アクリルスタンド
- ・ポスター
- ・のぼり

(3)「佐賀のお茶」の広報に関する業務

以下の業務を実施すること。

ア オウンドメディア

次に掲げるオウンドメディアを運用し情報発信を行うこと。

- ・HP (<https://saga888.jp/ureshinocha/>)
- ・Instagram(https://www.instagram.com/ureshinocha_saga/)

イ 運用

オウンドメディアの運用にあたっては、茶生産者、サポーターの店及び関係団体へ配慮した上で、佐賀のお茶の魅力を表現するために効果的なデザインや演出に努め、アクセシビリティを向上させること。オウンドメディアにサポーターの店の情報を掲載する場合、その内容は当該店舗及び県の了承を得た上で掲載すること。

ウ 広報手段及び内容

県内外の店舗並びに消費者を主な対象とし、佐賀のお茶の認知度向上が図られる内容とすることを前提に、以下の業務を実施すること。

<オウンドメディア>

- ・佐賀のお茶、サポーターの店、茶生産者、茶販売事業者等に関する記事を、概ね月1～2回の頻度で、年間16回以上投稿すること。
なお、記事作成に必要な取材、写真、原稿等の素材は受託者が入手すること。
- ・SNSアカウントのフォロワー増加を目的としたキャンペーンを企画し、上半期及び下半期にそれぞれ1回以上実施すること。

<オンラインイベント>

- ・佐賀のお茶及び全国お茶まつりのPRイベントを3回以上企画・実施すること。このうち、1回以上はサポーターの店を集めたイベントとする。
- ・上記イベントについて、オウンドメディアに掲載可能なイベント告知用チラシを作成すること。
- ・具体的な実施日時及び内容については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

< SAGAアリーナ開催プロスポーツ試合連携イベント >

令和8年11月頃にSAGAアリーナにおいて開催することで調整中の、プロスポーツの公式試合(1試合)と連携し、冠スポンサーとして佐賀のお茶の認知度向上及び全国お茶まつりのPRを目的とした取組を実施すること。なお、冠スポンサー契約に係る費用については、本業務委託料には含まれないものとする。

※当該試合が開催されなかった場合には、協議の上、委託内容を変更する。

(実施内容)

- ・試合当日における佐賀のお茶PR企画(セレモニーの実施、来場者へのグッズ配布、配布グッズの製作等)
- ・アリーナ内外におけるPR演出(ビジョン用動画等の製作)
- ・競技団体、SAGAアリーナ運営者等との調整
- ・当日の運営及び進行管理
- ・具体的な実施内容については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

工 サポーター店のチラシ制作に関する業務

- ・サポーターの店を広く周知し、来店促進を図るため、全登録店舗の情報を掲載したチラシを製作すること。

才 県との連絡調整

- ・委託業者は概ね2カ月に1回以上、県と定例会を開催し、県に対して最新のサポーターの店の登録店舗情報や企画等の進捗を提出・報告すること。
- ・緊急の打合せや作業が必要な場合は迅速に対応すること

力 その他

- ・イベントにおけるサポーターの店の参加料は無料とすること。ただし、消費喚起キャンペーンの実施にあたり、飲食店が割引サービス等に取り組む場合は、県と協議して決定すること。
- ・本業務の実施に必要な業務全般

5 納品・提出書類等

- ・本業務で製作したチラシや動画等はデータ形式(PNG・JPEG・イラストレーター形式・アドビ・PDF等)にて提出すること。
- ・業務終了後、本業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」をデータ形式(PDF等)で提出すること。
- ・その他の製作物の納品については、県と協議のうえ決定すること。

6 委託料の支払い

前金払い、完了払い

7 予算額

14,289千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする

8 情報セキュリティに関する受託業者の責任

(1)情報セキュリティポリシーの遵守

受託業者は、「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。なお、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2)情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託業者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託業者組織全体のセキュリティを確保すると共に、佐賀県から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

9 留意事項

- (1)委託業務の内容については、佐賀県と受託業者とで協議を行い、決定する。
- (2)事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (3)業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4)本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託業者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託業者が負うこと。
- (5)本委託業務の広報に必要な画像、動画等の素材については、原則として、受託業者で取材、取得すること。
- (6)本委託業務において、第三者(県及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7)本委託業務において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。ただし、プロポーザルに応募された著作物についての著作権は除く。本委託業務において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (8)委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (9)本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (10)本業務の実施にあたっては発注者と十分に協議し、発注者の了承を得て行うこと。

- (11)打合せ等に要した交通費等の費用は委託料の中に含まれるものとする。
- (12)本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、これを定めることがある。

10 納品・問合せ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県農林水産部園芸農産課 担当：下野
電話 0952-25-7119
メール engeinousan@pref.saga.lg.jp

「うれしの茶」需要拡大の取組計画(ブランディングの方向性)



うれしの茶のブランディングと取組内容

- ▶ 高品質で他の産地にはない特徴的な茶葉が生産されていることを生かし、シンプルでモダンなイメージを定着させる
ロゴマークの活用(露出頻度の増加)による認知度向上、リーフ茶の飲用習慣がある層に他産地(特に八女茶など)との違いを訴求
- ▶ うれしの茶の特徴を伝える「うれしの茶サポーターの店」の募集・広報により、消費者に「買ってみよう」というマインドの形成
(応援店になるメリットの明確化)
 - ノベルティーグッズを配布することにより、消費者目線での、「うれしの茶」の見える化や、県広報媒体等での紹介
 - 各種イベントやマルシェなどへの出展案内の送付
 - 生産者や茶商(茶専門卸売業者)による実演販売・試飲会の実施や、商品開発の支援

○うれしの茶の特徴

～おいしさを育む環境～

一番茶の生育期にあたる4月中旬頃、嬉野の山間部で発生する朝露がお茶の新芽に程良い水分を与え、美味しいお茶となります。また、昼夜の気温差が茶の育成にメリハリを与え、味をまろやかにし、ほどよい香りとコクを育みます。

～丸い茶葉が醸し出すうま味～

日本茶のなかでは珍しい独特の丸みを帯びた茶葉の形状から、玉緑茶(たまりょくちゃ)と呼ばれます。

茶葉一枚一枚が丸く緑色の艶が深く、香りやうま味が強いという特徴を持ち、急須の中でゆっくりと開きながらうま味を抽出していくため、注ぐたびに味や香り、うま味の移り変わりを楽しめます。

～うれしの茶は「日本一」～

うれしの茶は、全国茶品評会において最高賞の農林水産大臣賞や最も優れた産地に贈られる産地賞を受賞しています。全国茶品評会とは、全国の茶産地からその年の優秀なお茶が一堂に集められ、その中でも最も優秀な日本一のお茶と産地を競い選定する、お茶における最高位の品評会です。

「うれしの茶」需要拡大の取組計画(年度別計画)



○令和5～8年度の4年間を重点取組期間として、プロジェクトを実施。

○令和5年度は各茶商の営業活動の強化に連動して、応援店制度等を開始し、佐賀県(及び隣県)での認知度向上を図る。

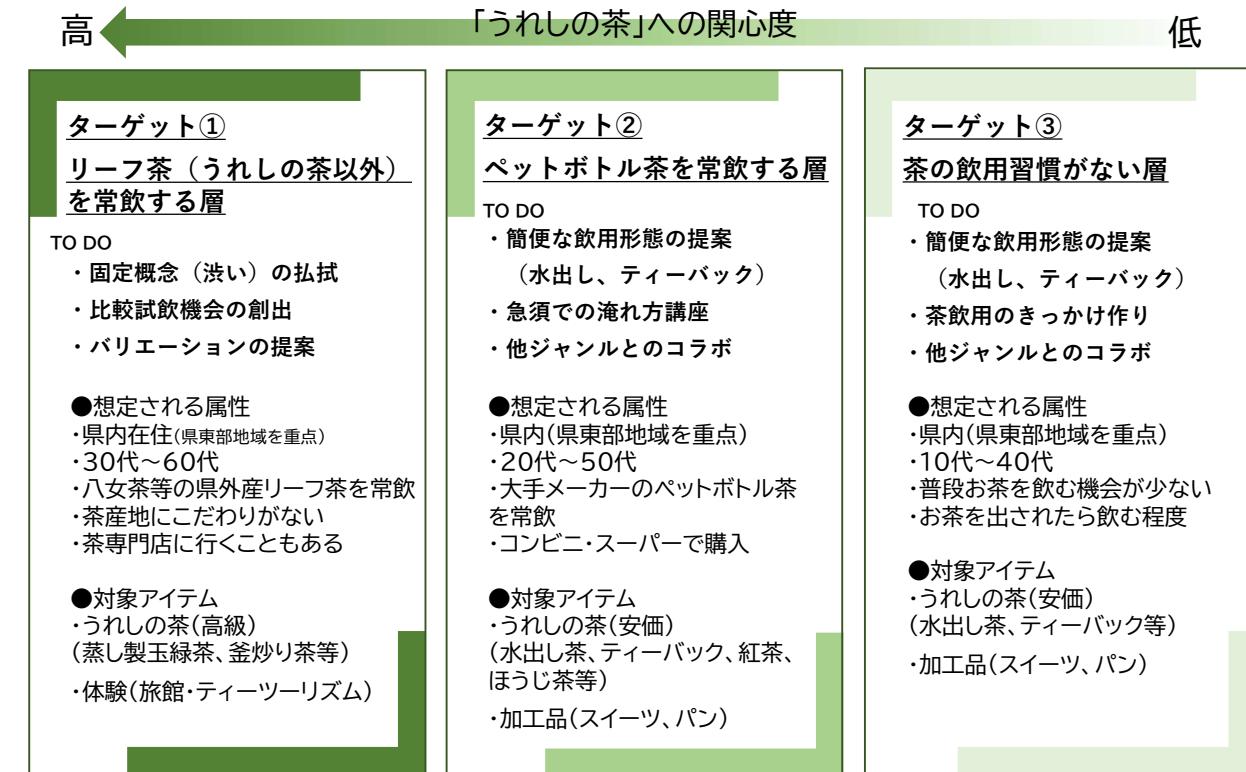
○令和6年度以降は次項に示す各ターゲットに対する取組を拡充させ、プロジェクトの波及を図り、認知度の段階的な向上を図る。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチコピー考案 ・サポーターの店制度開始 ・情報発信体制の強化 ・営業活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの店登録増加 ・営業活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの店増加 ・営業活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの店登録増加 ・営業活動の強化
取組ごとのロードマップ				
		メディア出演の強化 (各イベントについてもメディアへの情報提供を欠かさず実施)		
		小売店でのプレゼントキャンペーン(応援店と連動して実施) (関心度高)高級茶や茶器、飲み比べセット等のプレゼント (関心度低)水出しボトル、ティーバッグ等のプレゼント		
	・アカウントの運用開始	ホームページ及びSNSを活用した情報発信の強化 (サポーターの店、イベント、生産者の紹介を配信(関係団体からのネタ提供))		
		各種イベントへのコラボ出展		
		インフルエンサー等活用		
		カフェ等でのコラボ		
			・プラカップでのテイクアウト商品開発 ・うれしの茶を使用したスイーツ等の新商品開発支援 参考:歩茶、プリン県	

「うれしの茶」需要拡大の取組計画(ターゲットの整理)



- 生活様式の変化により、清涼飲料やペットボトル茶などの消費が拡大し、リーフ茶の需要が減退しているため、茶価格が長期にわたり低迷している。
- 「うれしの茶」の特徴や魅力を発信するための様々な媒体を活用した情報発信や、新たな販売機会の創出により、国内外における販路の拡大を図る。



「うれしの茶」需要拡大の取組計画(プロジェクト開始の必要性)



①茶の経営はこれまでになく大変厳しい状況（産出額 H12:31億円 → R2:11億円）

・茶の産出額はR10目標の888億円のうち17億円(2%)に過ぎないが、県北西部（嬉野、武雄、唐津等）の中山間地域で栽培される重要な品目であり、さが園芸888運動の推進や中山間地域の活性化のため、茶の振興は必要不可欠。

②コロナの影響で関東・関西での販売が減少したことから、県産茶の県内仕向量が近年増加傾向

・県産茶の販売仕向け先割合 県内 H26:21%→R3:44%、福岡県 H26:11%→R3:16%

茶生産販売の目標	令和2年	令和10年	備考
茶の産出額	11億円	17億円(+6億円)	
栽培面積	705ha	684ha	・中山間地域のため減少
生産量	1,140トン	1,289トン	・2番茶・3番茶の生産量回復
農家戸数	356戸	245戸	・未収益期間があることなどで新規参入が難しい
一戸当たり面積	2.0ha	2.8ha	・省力化機械の導入や茶工場の集約（生葉の流動化）などで、1戸当たり面積の拡大
茶取引価格	1,200円/kg	1,319円/kg	・優良品種への改植、輸出促進、販売促進等による「うれしの茶」の認知度向上

別記2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。))の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならぬ。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(●●課、●●係等)、事務名(●●事務担当者)等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するに甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したもの)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1)在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2)前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3)その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

1 「甲」は委託者を、「乙」は受託業者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別紙1

個人情報の管理体制等報告書

令和8年 月 日

佐賀県農林水産部 園芸農産課長 様

住所又は所在地

受託業者名 氏名又は商号

代表者氏名

佐賀のお茶広報業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別紙2

個人情報の管理体制等変更報告書

令和8年月日

佐賀県農林水産部 園芸農産課長様

住所又は所在地

受託業者名 氏名又は商号

代表者氏名

佐賀のお茶広報業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)